

国民健康保険税条例を一部改正

3月30日に公布された「地方税法の一部を改正する法律」により、関係規定を改正するため、「あま市国民健康保険税条例」を一部改正します。

主な改正内容は、低所得軽減の特例措置の恒久化と平等割額の軽減特例措置の延長です。

主な質疑

問 この改正によって軽減される世帯数は。

市民生活部長 本年4月末の試算では、1470世帯が軽減されると見込まれる。

問 平等割をなくせば一番の軽減になると考へるが、市の考へは。

市民生活部長 平等割を

なくすと、均等割、資産割、所得割を上げる必要がある。平等割をなくすことや引き下げるとは、現在のところ考えてない。

市民生活部長 確かに今

までより負担が増えることになるが、この改正に

より、本来ならば今年の4月以降軽減がなくなるものが、4分の1ではあるが軽減が続くという考へである。

問 申請しなければ軽減が受けられないといふことはないか。

市民生活部長 システムで自動的に適用するので申請の必要はない。

討論（要旨）

【反対討論】
加藤哲生 国保税について、私どもは一貫して軽減を主張している。高すぎて払えない国保税が問題になつていて、あま市

でも納付通知書が送られたが、住民から、高くて払えない、毎年値上げが繰り返され、もう限界と悲鳴が上がつていて。この改正による低所得者に対する軽減対策には賛成するが、平等割額の1になる。国保と後期高齢者医療の双方で急激な負担増を抑えるため、平等割の軽減を行うことは、国保税が高いことを

証明している。しかも、平等割が1万2900円であったものが、3年後には2万5800円となるなど、大幅な負担増になる。

被保険者の生活を圧迫し、住民の命と健康を守る制度としてはふさわしくないことが、この条例にも示されている。

よつて、この条例での負担増は逆行するものと見て、反対する。

したがつて、現段階での措置としては、施行することが妥当だと思われる所以で賛成する。

賛成討論 伊藤嘉規

本条例の趣旨は、低所得者軽減の特例処置の恒久化および平等割額の軽減特例措置の延長である。

すなわち、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、減額割合判定時に大幅な負担増とならないよう、5年間としたいた措置を恒久措置とすることおよび5年経過

採決結果

賛成多数により、原案のとおり可決。

世帯への平等割の軽減割合を4分の1にし、3年間延長するものである。この条例が可決されなければ、25年度から急激に保険税負担が上がりつてしまふ世帯が345世帯あるということである。

この条例が妥当だと思われる所以で賛成する。